

宇宙基本法（2008. 8. 27 施行）の国際法上の意義

Basic Law of Space (2008. 8. 27) and International Law

稲原 泰平
Yasuhei Inahara

概 要

2008年5月21日、日本の参議院が宇宙基本法を可決した（同年5月28日公布法律第43号；8月27日施行）。日本では1969年5月9日に衆議院本会議で全会一致で「わが国における宇宙の開発及び平和の基本に関する決議」（略称：宇宙平和利用決議）が採択され、宇宙の利用を「非核・非軍事」とする制約を自らに課した。更に、日米貿易摩擦が激しかった1980年代にアメリカが日本に対し政府調達市場の開放を要求し、1990年6月12日に実用衛星の政府調達を国際入札にする合意がなされた。その結果、日本が利用している実用衛星はほとんどが米国製となり、日本のこの分野の研究は遅れ、政府の宇宙開発は専ら研究開発実証 R & D 衛星の分野に限定された。このような法理的現実的拘束から脱却し、自らを国際宇宙法体系の一員として位置づけ、宇宙利用の先進国水準を達成するために制定したのが今回の宇宙基本法である。

目 次

【Ⅰ】序 論
【Ⅱ】本 論
(1) 宇宙基本法の内容
(2) 宇宙基本法の国際法的整合性
【Ⅲ】結 論
《注》
《参考資料：宇宙基本法全文》
《References：参考文献》

【Ⅰ】序 論

(1) 所謂「宇宙平和利用」国会決議の意義

宇宙開発事業団 National Space Development Agency of Japan (NASDA) が宇宙開発事業団法（1969年6月23日公布法律第50号）⁽¹⁾ に基づいて1969年10月1日に発足したが（同事業団は2003年10月1日に、航空宇宙技術研究所 NAL 及び宇宙科学研究所 ISAS と統合し独立行政法人・宇宙航空研究開発機構 Japan Aerospace eXploration Agency：JAXA として改組された）、同法の可決に際して衆議院本会議が全会一致で採択した決議がある。同決議は云う；

「我が国における地球上の大気圏の主要部分を越える宇宙に打ち上げられる物体及びその打ち上げロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の

向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与すると共に進んで国際協力に資するためにこれを行うものとする」（1969年5月9日衆議院本会議全会一致決議）

ここに所謂「平和の目的」が「非軍事」を意味することは、日本国政府がたびたび答弁書で示している見解である。⁽²⁾ 「非軍事」は、日本の国内法上、「非核」及び「非侵略」を含む広範な概念として理解され、その後の日本の宇宙政策を大きく制約することになった。そうした状況を生み出した同決議の2つの問題点をして指摘しておきたい。

ひとつは、「平和の目的」又は「平和」という概念について混乱が見られることである。国際法上「平和 peace」とは、周知の通り、戦争状態の存在しないことを意味する。つまり、それは「戦争 war」の対蹠概念である。然し、第2次大戦後、戦争の違法化体制が進んだ結果、「平和」は

国際社会の常態を意味する国際法の理念的概念に後退してしまい、第2次対戦前までの「戦時国際法」と「平時国際法」という国際法の分類基準としての資格を喪失してしまった。その結果、第2次大戦後、敢えて「平和」という文言が使用されるとき、其の文脈によって決まる特殊な意味を採求せざるを得なくなった。其の好例が、国連憲章が定める国連の主目的たる「国際平和 international peace の維持」 (§ § 24, 39, et al) である。ここに云う「平和」が実質的平和であることは想像に難くないが、それでは「実質的平和」とは何かとなると議論の分かれるところであろう。この例と同じコロラリーで考察できるのが日本国憲法 § 9 に所謂「国際平和」である。更に、宇宙条約 § 4 に云う「平和的目的」が「核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないこと、これ等の兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によってもこれ等の兵器を宇宙空間に配置しないこと」 (§ 4) を意味することは周知の通りである。つまり、宇宙条約が禁止する軍事的利用とは大量破壊兵器の宇宙空間への常設的配備だけなのである。それ以外は全て、宇宙の「平和的目的」による利用として放任されている。このような「平和」概念の混乱は、「宇宙平和利用」国会決議 (1969年5月9日衆議院本会議決議) にも影響を与えており、日本が国是として採用している「非核3原則」 (1971年11月24日衆議院本会議決議) との関連から、宇宙平和利用決議に所謂「平和」については、「非軍事」と共に「非核」が指摘されている。つまり、日本の宇宙利用では原子力電源衛星は用途によっては認められないことになりかねない。又、専守防衛 (この言葉の公式の使用は1970年の防衛白書からである) の原則によって、宇宙の「平和」利用は「非侵略」を意味するに過ぎないとする日本独特の解釈も現れる可能性がある。⁽³⁾ このように、戦後の日本がおかれた特殊な国際政治上の状況によって、「平和」概念について日本独自の議論が朝野で展開されてきている。其の背景には、「平和」概念が現代国際法の流動性・動態性を象徴する概念であると共に、日本固有の事情が存在していたのである。この問題について、もう一点、付言するならば、国連の「平和維持活動 Peace Keeping Operations」が「宇宙平和利用」決議によって人工衛星の利用が制約されるとしたら、本来一致すべき国際法上の「平和」概念と国内法上の「平和」概念が齟齬をきたしていることになり、「主権と国際共同体の共存」⁽⁴⁾ という特に開発途上国が先進国に要求している課題に日本として誠実に対応していないことになる。こうした状況は、今日の国際社会の下にあっては、明らかに国際法上の義務違反である。

さて、宇宙平和利用決議の第2の問題点は、国会決議

の法的性格そのものにある。この決議のほかには国会は数多くの決議を採択している。そもそも国会決議とは、国政上重要と思われる事項について衆議院又は参議院が多数決によって行なう意思表示であり、その意味での決議は国会に限らず、地方自治体や私法人の機関など、全ての公法人及び私法人の集合的機関であれば行うことができる。更には、国連総会や安保理など、国際公法人やNGOなどの私的国際機構の集合的機関についても、認められている。このような決議 resolution に関する権能は国内法や国際法に明文の法的根拠があると否とを問わず、一般的に国内法および国際法の合法的な集合的機関 collective organ について、法理上、即ち、組織法上認められている。その意味での決議は社会の構成員が法的に保有する意思表示の権利の行使であって、なんらの国内法的、又は国際法的効力が発生せず、もっぱら政治的道徳的拘束力のみが発生する。

このような基本的通有性を持つ決議であれば、国会 (衆議院本会議又は参議院本会議) は国政上の重要問題が浮上する際に、たびたび採択している。戦後、世間の耳目を集めた国会決議 (成立) に限定してみても、非核三原則決議 (1971年11月24日衆議院本会議)、歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議 (不戦決議: 1995年6月9日衆議院本会議)、福田首相問責決議 (2008年6月11日参議院本会議)、西村真悟衆議院議員への辞職勧告決議 (2006年3月17日衆議院本会議)、池田勇人国務大臣不信任決議 (1952年11月28日衆議院本会議) 等々、多岐に亘っている。⁽⁵⁾ いずれも、法的拘束力は発生せず、政治的道義的拘束力のみ発生する点で、本稿の論ずる宇宙平和利用決議 (1969年5月9日衆議院本会議) と同一である。

国会決議の中で宇宙平和利用決議 (1969年5月9日衆議院本会議) や非核3原則決議 (1971年11月24日衆議院本会議) のように、その内容が現行国際法と密接に関係する場合には、国際法の基本原理たる相互主義 reciprocity に基づいた国際社会に対する義務を宣言した部分については、対世効 erga omnes を承認することができようが、これ等2つの決議はいずれも米口などの大国優先の国際体制を甘受する日本の被虐的で過大な負担を承認している点で、相互主義に基づいているとは言えず、あくまで、其の時勢の国会の意思表示に過ぎないというべきである。⁽⁶⁾ 従って、これ等2つの国会決議と宇宙基本法との間に法的齟齬は当初より問題として成立しないというべきである。又、仮に、国内統治原理たる議院内閣制に基いて内閣は国会決議を尊重すべきということはできても、相互主義に基づいた対世効 erga omnes の発生が認められない以上、これ等2つの国会決議は国際法上

の義務を発生させるいわれは無く、日本国政府としては国際法上そして国内法上の法的拘束力を受けない。但し、政治的道義的拘束力が内閣に及ぶことは云うまでもない。

（2）政府調達市場の開放の影響

日米貿易摩擦は既に1950年代から所謂日本からの「洪水輸出」によって引き起こされていたが、1980年代からはアメリカは「日本市場の閉鎖性」を指摘するようになった。其の市場開放の要求対象のひとつが政府調達分野であった。宇宙開発に伴う政府調達についても1990年6月12日に実利用衛星の政府調達を国際入札の下に置くことが合意された。その結果、日本国政府が行なう宇宙開発は研究開発実証衛星に限定され、現在、衛星通信に使用されているJC-SATやスーパーバード Superbird といった商業用通信衛星や、気象衛星などの実利用衛星のほとんどは合衆国製になってしまった。他方で、日本が特化した研究開発実証衛星の分野では技術の安定性や信頼性よりも、常に新しい技術の獲得を目指す設計思想が優先され、実利用衛星の開発は欧米や中国に比べて大幅に遅れてしまった。技術的な理由から実利用衛星の販路を開拓できなくなった日本の宇宙産業は、専らJAXAの需要に強く依存せざるをえなくなった。⁽⁷⁾ かつては予想していなかった事態であるが、中国が資源外交の手段として産油国のナイジェリアやベネズエラに衛星の開発や其の運用技術を提供し、宇宙開発を外交手段として積極的に活用していることも、日本の実利用衛星開発の遅れに対する焦燥の念を駆り立てた。

人工衛星は、よく其の用途を基準として軍事衛星と非軍事衛星という2つのカテゴリーに、又は、軍事衛星と軍民共用衛星そして科学技術衛星という3つのカテゴリーに分類される。しかし、このような分類はあくまで便宜的な分類であって、国際法上は、統一的で単一の「宇宙物体」として、又は「人工衛星」として観念されている。問題は人工衛星の生産の基礎となる科学技術にある。其の科学技術の機能的特徴を基準として実利用衛星と研究開発実証衛星に分類され、前者がもたらす商業的利益をアメリカに独占的に奪われているのである。特に、宇宙開発の分野として、①人工衛星 ②スペース＝ステーション ③スペース＝シャトル ④宇宙探査 が指摘される中、⁽⁸⁾ 人工衛星の占める割合が圧倒的である現状を考えるならば、実利用衛星の開発の遅れは、日本にとってもはや看過すべからざる問題になっている。一般的には、国際法は科学技術に対して、基礎的科学技術と応用実務的科学技術に二大別しているようである。例えば、国連海洋法条約 UNCLOS (1982. 4. 30 採択, 1994. 11. 16 発効; 2008. 1. 1 現在の当事国数 155 + EC) では、

国家管轄権水域（排他的経済水域および大陸棚）に対する他国の科学調査を純粋な科学調査（＝基礎調査）と資源調査に分け、いずれも沿岸国の同意を得て実施できるものの（§ 246 ②）、前者について沿岸国は通常、同意を与えなければならないことにしている（§ 246 ③）。又、後者については沿岸国は同意を拒否する裁量権を行使できるとする（§ 246 ⑤）。ここでは、海洋科学調査を目的別に2つのカテゴリーに分類しているが、其の本質は科学技術の機能的特徴を基準とした海洋科学調査の分類であって、人工衛星を実利用衛星と研究開発実証衛星とに分類している現行宇宙法と同根の、科学技術に対する国際法の共通姿勢を看取することができる。そして、海洋開発にしる、宇宙開発にしる、応用的実用技術が直接的に主権又は国益を反映し、基礎的又は純粋科学技術が国際共同体の利益を反映する技術として、現段階では国際法は前者を重視する姿勢を示しているのである。

【Ⅱ】本 論

（1）宇宙基本法の内容

同法は自由民主党と民主党と公明党の共同提案による議員立法である。国会に提出される法案の90%以上が内閣提出法案であることを考えると、国会議員諸氏が日本の宇宙政策の立ち遅れを認識し、国益擁護の観点から国政レベルの問題としてリーダーシップを発揮して制定した例外的立法であるが、それだけに時代の推移の中でいずれは制定しなければならなかった法律である。その内容は、以下の通り、本文全5章35条と附則全4条で構成されている；

第一章 総則（§ § 1 - 12）

第二章 基本的政策（§ § 13 - 23）

第三章 宇宙基本計画（§ 24）

第四章 宇宙開発戦略本部（§ § 25 - 34）

第五章 宇宙活動に関する法制の整備（§ 35）

附則（§ § 1 - 4）

以上である（但し、条文名はアメリカ法律学会 American Law Institute : ALI が第2次対戦後に始めた慣例に従い“§”を代用した）。

§ 1 は本法の立法目的を掲げて云う；“この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙

開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。”ここには高邁な理想が立法動機になった趣旨が述べられているが、同条末尾の「世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献する」との文言により、この法律が国際法的合法性特に国連憲章との合憲性に配慮している趣旨が表明されている。即ち、「日本国憲法の平和主義」が国連の主要目的たる「世界の平和」と矛盾しない旨を積極的に宣言したものと解される。

§ 2 ; “宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。”ここには、日本の宇宙活動が宇宙条約をはじめとする3つの細目協定（宇宙救助送還協定・宇宙損害責任条約・宇宙物体登録条約）その他の国際約束に従うという当然の事理が表明されている。従来も日本はこれ等の宇宙法諸条約に従って宇宙活動を展開してきたのであって、その意味では、確認規定の域を出ないと思われる。むしろ気になるのは、「宇宙開発利用」という用語である。宇宙条約の正式名称である「月その他の天体を含む宇宙空間の探査および利用における国家活動を律する原則に関する条約 Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, Including the Moon and Other Celestial Bodies, 1967. 1. 27 Subscribed, 1967. 10. 10 in force」や月協定（1979. 12. 5 adopted, 1984. 7. 11 in force）§ § 2, 3, 4 et.alでは、「利用 use」なる用語は「探査 exploration」と対比させて使用されており、宇宙科学技術が機能的に応用実用的技術と基礎研究的技術に分類されている状況に対応したものと考えられる。しかも、国際法では、「探査」と「利用」を統合した「開発 development」という概念を用いる慣例があることを考えると、日本の国内法たる宇宙基本法が「開発及び利用」という表現を用いている点はやや奇異な観を否めない。やや失礼な言い方をすると、「馬から落ちて落馬した」式の表現である。是は現時点では些細な立法技術上の過誤のように見えるが、宇宙の「探査 exploration」が研究開発実証衛星によって管轄され、「利用 use」が実利用衛星によって管轄される国際宇宙法の法理的構造が再確認されれば、各方面から失笑をかう恐れがある。⁽⁹⁾

§ § 3 ~ 6 ; 略

§ 7 ; “宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。”ここに所謂

「環境 environment」は国内法上の「環境」概念、即ち「環境基本法」(1993. 11. 17 公布・施行, 法律 91 号)に所謂「自然環境」(§ 8 ①)であり、地球地質学で云う水圏・空圏・土圏を意味するものと考えられる（「環境基本法」§ 2 ③参照）。然し地球の自然環境が宇宙 Universe, Cosmos（地球と他の天体を平等の管轄対象とする惑星間法的視点に立脚した場合の「宇宙」概念）の一部を構成し、「環境基本法」上の“地球環境保全” (§ § 2 ②, 5, et. al) が宇宙 Outerspace（現行国際法の基礎たる領域性原理に立脚した国家の活動対象としての「宇宙」概念）の自然環境を前提にしていること — 例えば、太陽光線が2%減少すると地球上の全ての動植物が死滅するし、宇宙から地上に降り注ぐ紫外線が人類に皮膚癌などの被害を及ぼしている。又、台風も宇宙からの何らかの作用を受けて発生していると推測されている。地球と宇宙を往復する宇宙飛行士が出発前と帰着後に宇宙服の消毒を受けるのも、地球の細菌類を宇宙に拡散させず、又、宇宙の細菌類が地球に侵入しないようにするためである — が公知の事実である以上、本条に謂う「環境」が地球を含んだ宇宙 Universe, Cosmos の自然環境を意味すると解すべきである。特に、宇宙条約（1967. 1. 27 署名, 1967. 10. 10 発効）§ 9 が“…条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染及び地球外物質の導入から生ずる地球の環境の変化を避けるように月その他の天体を含む宇宙空間の研究及び探査を実施し、かつ、必要な場合には、このための適当な措置を採るものとする。…”と定めている点や、月協定（1979. 12. 5 採択, 1984. 7. 11 発効）§ 7 ①が“当事国は、月（及びその他の天体…筆者）の探査及び利用を行なううえで、月の環境の悪化をもたらすことにより又は環境外物質の導入による月の有害な汚染により又はその他の方法による月の環境の現存する均衡の破壊を防止する措置を採るものとする。当事国は、また、地球外物質の持込みその他の方法による地球の環境への有害な影響を防止する措置をとるものとする”と定めている点を考慮すると、宇宙基本法の環境配慮義務 (§ 7) は単なる道徳的努力義務を定めてものではなく、国際法上の義務履行のための国内法上の義務であるといえる。

§ § 8 ~ 12 ; 略

§ 13 ; “国は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成並びに災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク、観測に関する情報システム、測位に関する情報システム等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。”ここには日米政府調達合意で開発の後退を余儀なくされた実利用衛星に対

する日本の開発の意欲が率直に表明されている。そして本法制定の真因がここにあることが推定される。

§ 14 ; “国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。”ここに云う「国際社会の平和及び安全」は国連憲章に所謂「国際の平和及び安全 international peace and security」と同義と考えていいが、是は個別国家の安全保障 security の問題でもあることを表明している。日本の安全保障を国連の集団安全保障システムの中で確保しようという積極的な意思が汲み取れる。第2次大戦後、日本の朝野には長らく、国連の集団安全保障システムに対する不信心 — アメリカをはじめとする大国間の紛争に巻き込まれる恐れがあるとの心配 — があり⁽¹⁰⁾、日本が始めて国連のPKO活動に参加したのは、カンボジアでのPKO : UNTAC (1992. 2 ~ 1993. 12) からである。⁽¹¹⁾ 然し、1990年代から経済的社会的なグローバリゼーションが進行し、貧富の差が残りテロの温床として指摘される一方、世界の人々の生活様式や思考方式の均一化が進み、日本が対テロ戦争でアメリカなどの先進国と協調できる国際環境が整った。是が、日本が自国の安全保障を国連の集団安全保障システムの中で確保しようという意味を明文化した背景的事情である。⁽¹²⁾

§ 16 ; “国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（ロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。”周知の通り、第2次大戦後、宇宙開発は米ソの国家の威信を賭けた国家事業の形で展開されたが、アメリカがベトナム戦争（1965. 2 ~ 1975. 4）に足をとられ、十分な国家予算を回せなくなると同時に、アメリカを始め先進国では国際協力の分野として、又は、民間の事業分野として民間に開放されて今日に至っている。⁽¹³⁾ この宇宙開発分野は多額の研究開発投資が必要であり、目前の収益に目を奪われがちな民間企業が自発的な市場参入意欲を持ちにくい分野である。それだからこそ、政府の指導・保護の下に宇宙産業を育成しなければ

ならない。

§ § 17 ~ 18 ; 略

§ 19 ; “国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。”今日の宇宙開発が既に国際協力の分野になっている理由については指摘したとおりであるが、その国際協力を推進するための国際機構が未だ設立されていない。ICAO（国際民間航空機関）の機能を拡充して宇宙活動に対する管轄権を付与することも考えられるが（特に、現段階の宇宙物体は大気圏を通過するプロセスが法的にも事実上も宇宙活動に含まれることや、軍事分野で軍隊や兵器が大気圏と宇宙との区別を想定していないことが指摘されている）、⁽¹⁴⁾ 現代国際法が航空法と宇宙法という2つの法体系を承認している事実から判断して、国際宇宙機関（仮称）を国連の専門機関として設置すべき時期に来ていると思われる。日本の宇宙基本法の制定はそれをメッセージとして国際社会に宣言する国際法的効果を有している。安保理の5大国のほかにアジアでインド・パキスタン・朝鮮民主主義人民共和国が核兵器を保有する国際情勢の中で、日本その他の非核国が国益を守り安全保障対策を完成させるには、現在国連事務総長が握っている各国の宇宙活動の調整権限（例えば、宇宙物体登録条約 § § 2 ~ 6）を含めて、宇宙活動全般の問題を独立した客観的な国際機関に委譲して集中的に管轄させたほうがいい。その際、欧州宇宙機関 European Space Agency : ESA（1975年設立、2008年9月現在の加盟国数17、本部はパリ）の構成や権限が参考になろう。

§ § 20 ; 略

§ 21 ; “国は、宇宙開発利用を推進するため、大学、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。”この規定の具体化措置の1例として大学院大学の設置が考えられよう。⁽¹⁵⁾ 宇宙問題を扱う国連の専門機関として国際宇宙機関（仮称）が設立されれば、大学院大学の運営をそこに移管してもいいのではないか。それくらいのリーダーシップが今の日本に求められているといえよう。現在の国連大学の所在地をどこにするかが1972年の国連総会の議論の末、将来の科学的研究の最有望国として日本に設立することが決定されたいさつ（1972年12月11日、議題番号48、決議番号2951、決議名「国連大学の設立」、決議案文書番号

L. 1268, 提案国数 19, 採択結果「賛成 101, 反対 8, 棄権 4」で成立。国連総会 1975 年 9 月活動開始) を考えるならば、「国際宇宙大学院大学」(仮称) を設立して、「国際宇宙機関」設置への道程を示すのも日本の外交政策の一選択肢であろう。

§ § 22 ~ 23 ; 略

§ 24 ; “宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画(以下「宇宙基本計画」という。)を作成しなければならない。 2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針 二 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策 三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。 4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。 6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。 7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。” ここには、内閣に設置される宇宙開発戦略本部(§ 25)が積極的にインターネットを利用すべきことが明記されている。国家機関及び地方自治体の IT 化は 2000 年代前半にはほぼ終了しているが、⁽¹⁶⁾ 民間分野でも株券の電子化(2009 年 1 月実施予定)など IT 化は国家や社会の普遍的な形態になっている。インターネットによる広報活動はこうした現状を肯認した措置であって、将来の宇宙開発での国際協力をも視野に入れた対応である。又、2001 年 1 月に内閣に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」(略称: IT 戦略本部)と共に、宇宙開発戦略本部は 21 世紀の日本の国家としての方向を指示している点で、「戦略 strategy」という表現を用いている。「戦略 strategy」と「戦術 tactics」は善く対比して用いられ、前者は長期に亘る基本的政策を意味し、戦術は現場レベルでの成功のた

めの短期的措置を意味する。IT にしろ、宇宙開発にしろ、日本の外交や国際協力と密接不離の関係にあり、外交が通常 100 年を超えない範囲での将来予測に基づいて策定されることを考えると、IT 戦略本部も宇宙開発戦略本部も 21 世紀を通しての日本の国家目標を設定した立法であるといえよう。これ等 2 つの立法には、21 世紀を見据えた国家の根本法的性格が付与されているといえる。「戦略」という付加語がその趣旨を暗に国民に宣旨している。

§ § 25 ~ 27 ; 略

§ 28 ; “本部の長は、宇宙開発戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。”

§ 29 ; “本部に、宇宙開発戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、宇宙開発利用に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。”

§ 30 ; “本部に、宇宙開発戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。” こうした § § 28 ~ 30 が定める宇宙開発戦略本部の構成は IT 戦略本部の構成と基本的に同一である(IT 基本法 § § 29 ~ 30) ことも、これら 2 つの法律が実は 21 世紀の日本の基本法として、国際社会で先進国の地位を維持発展させる決意を表明しているからであるといえる。

§ 31 ; “本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。” このような、地方自治体やその他の法人や私人に対する協力要求の規定は IT 戦略本部にも存在する(IT 基本法 § 31)。又、IT 戦略本部と同じく、宇宙開発戦略本部は内閣直属の機関として内閣総理大臣が主任の大臣となる (§ § 25, 33)。20 世紀の時代的特徴であった行政国家の弊害を経験した先進諸国家はいずれも行政改革によってその弊害を脱却する政策を採用せ

ざるを得なかった。其の反省の上に立って、行政改革とは異なる 21 世紀の国家の理念を示したのが、これ等 2 つの法律である。その意味で、国内の党派的争いによって憲法改正が絶望的な日本において、前述したとおり、21 世紀という外交政策策定の射程の範囲内で、日本の国際社会での基本方針を定めたこれ等の 2 法は日本の実質的意味の憲法に相当するといえる。

ところで、行政国家が全て無価値として否定されるべきでないことは勿論である。特に日本の行政機構は専門的知識を備えた優秀な官僚によって運営されており、内閣が成立しなくてもおそらく半年ぐらひは日本の国家としての運営に支障は無いと予想される。現に 20 世紀後半にイタリアで内閣が数か月に亘って成立しなかったものの大きな障害や事故が起こらなかったという同国の経験がある。それくらい、今日、先進国の政治は行政機構に依存しているのである。経費の無駄を省いて国民の福祉のために行政機構を機能させればそれでいいのである。第 2 次大戦後の日本で行政機構を有効に機能させて成功した政策として、公害対策と介護保険を挙げることができよう。いずれも国と都道府県と市町村という 3 段階で構成される日本の行政システムを利用して、それぞれのレベルでの措置を通じて全体としての行政の成果を狙って成功したといわれる。しかし、IT や宇宙開発は、地方自治の本旨に則り、都道府県や市町村にリーダーシップを委ねたり、あるいはそれを期待できる分野ではない。やはり行政システムの最上位にある国（又は、内閣）がリーダーシップを執り、能力のある者に協力を求めて推進すべき「高度な政治性」を有する分野である。戦後の日本で、安保や自衛隊や衆議院の解散の合憲性は裁判所が判断できない「高度の政治性」を有する統治行為であるとの学説が通説となり、其の趣旨の判例も確立しているが、まさに、「IT 国家」も「宇宙開発」も国際社会の中で客観的に（又は、国益上）それ以外の選択が許されないという意味で「高度な政治性」を有するオプションであって、安保や自衛隊と同じく、少なくとも「IT 戦略本部」や「宇宙開発戦略本部」の設置については違憲訴訟の対象にはなりえないという意味で、「統治行為 acte de gouvernement 論」⁽¹⁷⁾ が妥当する分野であるといえよう。

§ 35 ; “政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。 2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。” 是が最終条文である。ここには、宇宙開発分野で日本が国際法を遵守すべきこと、即ち、国際法と国内法と

の関係で言う国際法優位の実行と学説を宇宙開発分野でも承認することが明記されている。そして、それが日本国憲法 § 98 ②（「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、是を誠実に遵守することを必要とする」）の趣旨（国際協調主義）の再確認であり、其の特別法規たる意味を有することは言うまでもない。と同時に、宇宙基本法そのものが国際法との関係を明示している点で、諸国家の憲法でその種の規定が入っているのが通例であることを考えると、日本の新時代の実質的意味の憲法の資格を形式的にも備えているといえる。

なお、この宇宙基本法はその「附則」§ 1 “この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する” の規定に従い、2008 年 5 月 28 日に公布され、同年 8 月 5 日の閣議決定を経て、同月 27 日に施行された。

（2）宇宙基本法の国際法的整合性

国際法と国内法とでは同一の用語でありながら、異なる意味を与えられている場合がある。又、国際法であれ国内法であれ、法分野が異なると同一の用語でも異なる意味を与えられていることがある。前節で指摘したとおり、「平和」という言葉が其の一例である。国際法では、伝統的に「平和 peace」は「戦争 war」の対立概念として理解されてきたが、第 2 次大戦後、「戦争」が違法化され、法的に無価値とする意識が国際社会に浸透するにつれて、「平和」が国際法の常態的観念として、最大の国際公益として国家指導者をも裁く戦犯裁判の正当性根拠とされた。第 2 次大戦の枢軸国はこの国際公益を侵害した侵略国として其の指導者たちは東京とニュールンベルグで裁かれた。⁽¹⁸⁾ しかし、東西冷戦の開始と共に、東側陣営で「社会主義国際法」又は「ソビエト国際法」⁽¹⁹⁾ が提唱され、「平和」概念についても、西側の伝統的国際法に基く「平和」概念との相違が強調された。しかし、東西冷戦が終結し、旧社会主義諸国家も伝統的国際法に異議を唱えなくなった今日、テロリズムを媒介項として国際社会に統一的な「平和」概念が成立する条件は整ったといえよう。しかし、そうとは言っても、現段階の国際社会で各国が追求するのは自らが置かれている地域的国際情勢に基く「平和」であり、其の本質は現状維持 status quo であって、紛争の根源が除去された実質的平和ではないことに注意しなければならない。こうした消極的で現状維持的な本質を持つ「平和」概念については、現代国際法の一般的共通概念として承認されなければならない。そうでなければ国際平和又は国際法の存立の前提が崩れることになる。

ところで、国家は皆それぞれ自らのおかれている歴史的な国際政治上の環境が異なる。その中で現状維持 status

quo を超えて国家が自らの実質的平和を確保しようとして、外交努力を尽くしている。日本であれば、アメリカとの安保条約の締結（1951、1960）であり、韓国との外交関係の回復（日韓基本関係条約 1965. 6. 22 署名、1965. 12. 18 発効）であり、日中国交回復（日中共同声明 1972. 9. 22 署名）であったりする。この実質的平和の観念は各国の「安全 safety」又は「安全保障 security」と実質的に同義になるが、国際社会の最大の国際公益たる国際法上の「平和 peace」の社会学的な実質的な内容を構成する。即ち、個別国家の国内法上の「平和」（＝実質的意味の又は積極的意味の平和）は国際法上の「平和」（＝現状維持 status quo を本質とする消極的意味の平和）と一致する関係にある。この対応関係を理解して始めて、国際法上も国内法上も「平和」という用語は統一的使用が可能になる。

日本は第2次大戦後長らく、「平和憲法」・「永久平和主義」・「平和的生存権」・「一国平和主義」など、「平和」に関して独自の意味を国内法上付与してきた経緯がある。「平和」を巡る国内の議論は喧しいほどである。しかし、日本の国家としての安全又は安全保障が日本の「平和」であり、国際社会の「平和」の1要因であることは否定できない。つまり、国内法と国際法に矛盾・齟齬があってはならないのである。もしそれが生ずるならば、国家の側で国内法を国際法に一致させる義務が生ずる。宇宙開発分野についても同様であって、宇宙条約に言う宇宙の平和的利用原則は当該条約の当事国を拘束するのであって、「平和」的利用の意味について当事国が独自の解釈を加える余地は無いといえる。ただ、各国がこの条約に違反しない限りで、又は、他の当事国に被害を及ぼさない限りで、「平和」について解釈権を行使して、独自の国内法的措置を採っても、直ちに国際法違反になるとはいえないというのが、現段階の組織化レベルにある国際社会の法意識である。⁽²⁰⁾ この条約解釈権と法意識に甘えて、「平和」について独自の公権解釈を行なってきたのが日本である。条約解釈権は主権擁護のために当事国に認められている「主権的権利 sovereign right」⁽²¹⁾ではあるが、権利である以上、濫用は許されない。濫用とは、国際協調又は国際法優位の国際社会の趣旨を逸脱した条約の解釈である。宇宙条約の「平和」の解釈についても、当該条約の趣旨を逸脱した解釈は条約解釈権の濫用になるといえる。例えば、国連のPKO活動にも支障をきたすような宇宙の「平和」的利用は、「平和」に関する解釈権の濫用になるのではなからうか？

主権的権利 sovereign right とは、主権に準ずる内容を持ちながら主権に対してはそれを維持するための手段的機能を期待される国家の権利である。この言葉が公式に

使用されたのは、国家主権の比重が低下し其の意義が問われ始めていた1970年代の国連海洋法会議の会期中（1973～82）である。この会期中にまとめられた海洋法草案に経済水域に対する沿岸国の権利を指称して「主権的権利」の語が使用され、この語がそのまま会期最終日（1982. 12. 10）に署名された国連海洋法条約 UNCLOSでも認められたのである（§ 73 ①参照）。是は、海洋法条約が交渉されていた時代の象徴的法現象として、その意義を十分に咀嚼する必要がある。国際社会が組織化され統合化されていく中で、先進国優位の政治経済の国際システムが固定化することを恐れた開発途上国が国益擁護のための反撃を展開し、国益または主権擁護のために手段となる権利として主張しそのまま認められたのが「主権的権利 sovereign right」である。現代は、国際協調と国際法の優位の正当性が疑いようもなくなり、国際法と国内法の整合性が要求されているが、開発途上国が国益擁護の手段として主張したのが「主権的権利」である。このような本質的特徴を持つ以上、条約締約国の条約解釈権も締約国の国益擁護のための「主権的権利 sovereign right」というべく、権利である以上、其の濫用は許されず、「国際共同体と主権の両立」即ち、国際法と国内法の整合性を確保するように条約解釈権を行使しなければならない制約下にある。宇宙条約と宇宙基本法との整合性もこのような時代の流れの中で理解すべきである。そうであれば、世界で最初にして唯一の被爆体験を有する日本固有の判断は十分貴重で尊重されるべきではあっても、宇宙開発の利益を確保すべく宇宙条約との整合性を宇宙基本法に求めることは、主権そして国益を擁護するために必要な日本の国家としての基本権である。

【Ⅲ】結 論

日本の宇宙基本法に先駆けて、主要先進国で宇宙開発の理念や基本的原則を定めた宇宙開発に関する基本法がやはり制定されている。今日50カ国以上が衛星を保有ないしリースし運用して宇宙活動を実施しており、15を超える国家が国内法で宇宙活動の基本方針を表明している。⁽²²⁾ 例えば、1986年には民間事業者の宇宙開発を国家的統制の下に置く英国宇宙法（1989. 7. 31 発効）が成立したし、1982年にはスウェーデンが宇宙条約および実施細目3協定の国内実施のためライセンス制を導入した宇宙活動法及び同法施行令（政令）を制定している。そして、勿論、アメリカもいち早く、1958年に国家航空宇宙法（7月16日両院通過、7月29日大統領署名）の制定によって、NASAを設立し、これに宇宙活動の本部的権限を付与し、「平和的に」全人類の利益のために貢献する任務を授けた。それと同時に、宇宙活動が国際協力によって促進される

分野であることを明記している点で、宇宙条約との委任関係が確認できる国内法として先駆的意義が認められている。⁽²³⁾ 遅れて宇宙開発競争に参入した中国は、宇宙活動ないし宇宙開発を科学技術分野の中に包摂している。即ち、中国は2000年11月22日に国务院情報局によって発行され同日発効した「中国の宇宙開発、白書」の中で、“長期的にも継続的にも宇宙開発の理念を厳守し、宇宙開発の発展を実現し、中国の全体的な発展を支える。中国政府は、経済構造の整備、国家安全保障、科学技術の発展と社会の進歩のみならず、科学と教育による国の再活性化と、持続的な発展を実現する中で、宇宙開発の役割を重要なものとして位置付ける。宇宙開発の発展は、中国の全体的発展計画において、必要不可欠な部分として政府によって推進される。…宇宙開発の社会や経済への還元を推進し、宇宙以外の技術的進歩を促す。中国は、技術的進歩と経済的合理性を一致させるために、宇宙開発のより経済的、効率的な手法を常に検討する”⁽²⁴⁾と宣言し、自らの宇宙開発の理念を表明している。この「宇宙開発白書」が中国の宇宙基本法の地位を占めている。同白書が全国人民代表大会常務委員会で採択・公布されて上位の法形式で施行されるほうがいいのではなかろう

か。⁽²⁵⁾ ⁽²⁶⁾

さて、判りやすい言葉で本稿を締めくくりたい。国内法としての宇宙基本法は敢えて制定しなくても宇宙活動は可能である。今日、宇宙活動を展開する国家は宇宙条約をはじめとする3つの細目協定の当事国になっているであろうから、条約上の義務を履行する形で宇宙活動を実施することは可能である。又、仮に、宇宙条約の当事国になっていなくても、宇宙の平和利用原則や宇宙飛行士の「人類の使節 envoys of mankind」たる地位、そして、「人類の共同遺産 Common Heritage of Mankind ; CHM」としての宇宙の法的地位は既に慣習国際法として確立していると看做しうるので、宇宙活動は形式的には可能であるといえよう。ただ、宇宙条約を履行することを本旨とする宇宙基本法の制定は、国際法遵守の意思を国際社会に示す意義があり、「主権の権利 sovereign Right」たる条約解釈権を行使して国益を擁護する積極的な意義も認められる。又、その種の基本法は国連による集団安全保障システムの中核的概念たる「平和 peace」に直接関連する宇宙の平和利用について、諸国家の統一的理解と活動を確保する法的手段となり、国際法の発展に大きく貢献することになろう。

《注》

- (1) 同法制定のいきさつについて、「当時わが国の実用分野における宇宙開発は、当面、電離層観測衛星及び実験用静止通信衛星を打ち上げることを目標として進められており…中核的な開発実施機関を新設する必要があった。…このような背景の下に…宇宙開発事業団法が可決成立した」（横尾孝之）との指摘がなされている。Cf. 栗林忠男編集代表『解説 宇宙法資料集』慶応通信、1995年、405頁。
- (2) 2006年11月29日の吉井英勝（1942. 12. 19～）衆議院議員の質問に対する当時の安倍晋三（1954. 9. 21～）首相の同年12月8日付の答弁書では、“昭和四十四年国会決議における「平和の目的に限り」との文言については、これまで国会で非軍事を意味する等との御議論がなされてきたものと承知しており、これらの御議論を踏まえ、慎重に対処しなければならないと考えている”と述べられている。
http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b165190.htm
「平和の目的」を「非軍事」と解すると、偵察衛星を専守防衛のために用いることも同決議に反することになる。同旨 http://homepage2.nifty.com/space_for_peace/indexmain.htm
- (3) 前注の吉井議員の質問趣意書に次のようなくだりがある；“これまで政府は、宇宙の平和利用に関して「非軍事」としてきたが、これを「非侵略」に変えたいと考えているのか。また、政府の国際標準の認識としては、「非侵略であれば宇宙の軍事利用は許され、防衛目的の軍事利用は可能」というもののなか。” http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/

[html/shitsumon/a165190.htm](http://shitsumon/a165190.htm)

- (4) 国家の経済的権利義務憲章 Charter of Economic Rights and Duties of States (1972. 12. 12, UNGA, Res. 3281 X X IX) が宣言している原則のひとつである。
<http://daccessdds.un.org/doc/RESOLUTION/GEN/NR0/738/83/IMG/NR073883.pdf?OpenElement>
- (5) 例えば、参議院で戦後、国務大臣などへの問責決議などの議決例は36例存在するが大半は否決され、可決は2例に過ぎない（2008年9月現在）。
<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%95%8F%E8%B2%AC%E6%B1%BA%E8%AD%B0>
- (6) “制度化されたシステムの下では、中心的機関は共同体の名前で対抗する権利を通常付与されている。対抗措置を採る2次的権利は非双務的義務の理論から直接流出してくるわけではない。尤も、そうした義務は2次的権利と両立しやすいことは事実であろうと思われる。確かに、指摘されている通り、非双務的で対世的な *erga omnes* 義務という概念は、全ての対世的 *erga omnes* 義務が非双務的であるが、逆は必ずしも真ならずという点で相対的である。そういうものとして、義務の非双務的側面は基本的規範が創設する法的関係の中心の特徴であるが、他方、義務の対世的 *erga omnes* 側面は違反に対する他の諸国家の個別的又は集団的制裁を規律する2次的規範を強調している。相互主義は同時に社会的・政治的且つ法的現象である。其の存在は極めて一般的であるので、法的文献では特別に注釈の対象とはされることは減多でない。一般論として、相互主義が国際法及び国内法の全ての分野で何らかの形で存在しているということは認めざるを得な

い。しかし、一部の法分野では契約法のように直接的な相互主義がより基本的な役割を演じているのに対して、犯罪法のような他の法分野では、制度的相互主義に大きく依存しており、相互主義自体は制限的地位しか認められていない。人権法及び人道法において、直接的な相互主義は完全に放棄されているわけではなく、実際に一定の役割を演じている。この論議の目的は、この観察を超えて、人権法及び人道法における直接的相互主義と制度的相互主義の相対的重要性を評価し比較することである。相互主義が基本的機能を持っているが故に、其のいろいろな変型が実体法および手続法に重大な影響を及ぼしている。人権法及び人道法が相互主義に依拠する度合いに顕著な相違があるかどうかの評価は、これ等の法体系の規範の形成（3章）・適用（4章）・執行（5章）の際の当該規範の相互性の分析に俟たなければならない” Rene Provost, *International Human Rights and Humanitarian Law*, Cambridge, 2002, pp. 125 – 126.

- (7) 例えば、日本の宇宙関連事業の生産高（飛翔体と地上装置とソフトウェアの3者で構成）の推移を1998年から2007年までの10年間で見ると、1998年度には3789億円であったが、2007年度には2076億円に長期低落（54.8%）している。
<http://db.isgr.co.jp/view/20080825/index.html>
- (8) 拙著『宇宙開発の国際法構造 — International Legal Structure of Space Development — 』, 信山社, 1995, 105 – 139頁。
- (9) 1969年6月13日に第61回国会参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第9号に記載されている「宇宙開発事業団法案に対する附帯決議」や2000年11月22日に発行された中国の「宇宙開発白書」では“宇宙の開発と利用”又は“宇宙の開発と其の利用”と表記されており、用語の不統一は中国にも見られる。筆者はかつて次のように記したことがある；“開発 development という概念について先ず検討しておこう。宇宙…と同じく…深海底 deep – sea bed …については、「活動 activities」「利用 use」「調査 research」…という一般的用語が用いられると共に、「資源開発 exploitation of resources」「共同の遺産の開発 development of …」…という用語も用いられており、「開発 exploitation」概念がその対象の現実的賦存を前提とした実務的・限定的概念になっていることがわかる。…月その他の天体を含む宇宙空間についても「探査および利用 exploration and use of outer space」・「活動 activities」…という一般的表現だけでなく、「天然資源の開発 exploitation of the natural resources」という限定的表現が看られる。開発という用語が、それが exploitation であれ、development であれ資源とか技術という特定の対象を前提とする極めて動態的概念であることは、何も深海底や宇宙という国際区域についてのみ成立するものではなく、現代国際法上の一般的用法でもある。しかし、他方で、「宇宙開発」・「深海底開発」・「南極開発」というように特定の国際区域での又は同区域を対象とする、国家や個人による利用・調査・技術開発・資源開発を含む全ての活動を指称する包括的概念としての開発 development も頻繁に使われている。この用例は、必ずしも法的に確立しているわけではないが、政治的・社会的用例としては十分に認知されている。筆者がテーマとしている『宇宙開発 Space Development』も、このような政治的・社会的用語例に従っていることを先ず明らかにしておきたい” 拙著『宇宙開発の国際法構造 — International Legal Structure of Space

Development — 』信山社, 1995, 89頁。

- (10) “国際連合がわが憲法と同じように、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」し、真に世界的規模のもとに世界平和の理想を実現するものであるならば、日本が、この憲法のもとで、連合の任務、殊に「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」（国連憲章七章）に協力することは可能であろう。しかし、其の理想からは程遠い国際連合の現実においては、この種の協力が憲法の趣旨に反する結果になるおそれがある” 清宮四郎『憲法 I 〔新版〕』, 有斐閣, 1972, 114頁。
- (11) 国連では1948年以来、是までに61のPKOを実施しているが、現在15のPKOが展開中である（2007年2月28日現在）。<http://www.unic.or.jp/recent/act.htm>
- (12) カール＝ゲオルグ＝ジオンは云う；“資本の世界的規模での膨張は、早くから人々によって明確に認識されていた資本の発展動態を示したものであった。但し、此の発展過程は不断に持続するわけではなく、しかも、資本所有者の個人的利益に対して政治的な民主的監督がなくなることもありえない。資本主義の国際化の発展過程は、前世紀 — 1914年から1945年までの30年間 — に於いて、打撃を被っただけでなく、後退さえ余儀なくされた。もし2度の世界大戦や大恐慌による発展の断絶がなかったならば、グローバリゼーションも、もっと早く出現していたであろう。第2次大戦後、資本主義国家の中でも根本的な制度的変革は発生していない。しかし、資本主義生産方式は転換し、福祉国家が出現して資本主義の過度の放縦に対して規制を強めている。国家が干与し、更にはその政治的調整を受け入れる資本主義は、一種の — 当時はしかも現実の — 選択肢であったが、現在でも此を選択する可能性は残っている。民主的な世論は全力でグローバリゼーションへの信頼を取り戻さなければならない。1950～60年代のあのころのように完全雇用と福祉国家が完全に両立することを人々に確信させなければならない”（中文を私訳）張 世鵬他編訳『全球政治与全球治理 — 政治領域の全球化』, 中国国際広播社, 2004, 166頁。
- (13) Cf. Gregg E. Maryniak & Richard Boudreault, “Resources of free space vs. flags and footprints on Mars”, *SPACE POLICY* May 1996.
- (14) 例えば、空軍力と宇宙戦力との相対化・統一化の傾向を米空軍の退役将校フランク＝ジェニングズ Frank W. Jennings が次のように指摘している；“宇宙国家の登場によっても戦争の本質は変わらなかったが、戦争のやり方が変わった。もはや空軍の戦域概念は大気圏と宇宙をあわせた空域 Aerospace であって、地表から無限までがこの概念に含まれる。空軍国家 air power は必然的に宇宙国家 aerospace power にならなければならない。air と space とを一体と考えれば、開発も完全化する”（英文を私訳で要約）Frank W. Jennings, “Aerospace and Air and Space”, *AIRPOWER JOURNAL* Spring 1996, pp. 117 – 8.
- (15) 研究者や関係機関の職員を対象とした大学院大学を国連の専門機関が運営する先例として、スウェーデンのマルメ市にある世界海事大学 World Maritime University : WMU がある。この大学は国際海事機関 IMO が運営している。<http://www.wmu.se/>
- (16) Cf. *Jurist* No. 1215 (2002. 1. 1 – 15). この号では、「電子化時代の情報と法」というテーマでこの問題が論じられている。

- (17) 日本やフランスで謂う統治行為論（アメリカでは政治問題 political question という）に関する卓越した研究者の論稿として以下を見よ。小林 節『条約と司法審査』『Jurist 憲法の争点（第3版）』、有斐閣、1999、234－4頁。
- (18) いずれも個人の国際犯罪を裁いたのであって、国家の犯罪を裁いた国家実行も国際判例も存在しないといわれる。見よ。大沼保昭『国際法 ― はじめて学ぶ人のための ―』、東信堂、2005、230－1頁。
- (19) ソビエト国際法の翻訳書として定評のあるのが、以下の書である；ソ連科学アカデミー編・高橋道敏訳『ソビエト国際法の基礎理論』、有信堂、1971。
- (20) 国際社会の法意識は国家責任の本質的要素になると思われるが、その法意識の認定が難しく、国家責任条約草案の審議は今も国連国際法委員会 ILC で続いている。“国連国際法委員会（以下、ILC という。）は、2001年に、国際連盟法典化会議以来長年の懸案であった国家責任に関する法典化草案の作成に遂に成功し、「国家責任条文」を採択した。「国家責任条文」は、全59箇条に及ぶ国家責任に関する規則を収め、それ自体としては未だ国連総会第6委員会ですら作業の完成が確認された文書に過ぎないが、今後国際法に与える影響力には無視できないものがある” 葉師寺公夫「国家責任法典化作業における私人行為と国家の注意義務」<http://www.rit-sumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/02-6/yakusiji.pdf>
- (21) 条約の解釈が“主権的権利”であるとの趣旨についてみよ；Cf. Dominique Carreau, *DROIT INTERNATIONAL* (8e edition), Pedone, 2004, pp. 148－60.
- (22) 青木節子「宇宙基本法」『Jurist No. 1363（2008. 9. 15）』、有斐閣、36－43頁。
- (23) 栗林編集代表前掲書、313－317頁（長田祐卓）。
- (24) スペースレフ社の翻訳がインターネットに乗っている。
<http://www.spaceref.co.jp/homepage/colum/whitepaper.htm>
- (25) 国内法を整備しているのは、本文で紹介した3カ国のほかに、ノルウェー、ベルギー、オランダ、イタリア、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、南アフリカ、ロシア、ウクライナ、韓国、フランスの諸国である。この点の詳細につき、青木前掲論文を参照のこと。
- (26) 2007年1月11日に中国が行なった運動エネルギー迎撃体（a kinetic kill vehicle）による自国の人工衛星「風雲1C」の爆破実験について次のような見解がある；“アメリカの衛星への軍事的な依存度は深まってきており、2003年のイラク戦争では、情報の収集で95％、軍事通信で90％、位置の誘導や決定で100％を衛星に依存していたという中国の文書があるという。今回の実験が行なわれた高度は、アメリカの画像偵察衛星が稼動している高度と一致している。すなわち、中国はアメリカの偵察衛星を破壊する能力を保持していることを、アメリカを始めとする国際社会にアピールすることが実験の目的であったとこの見解の支持者は考える。この見解によれば、この実験を通して、アメリカの宇宙における優位性に疑念を植えつけることになったと評価することができる” 松掛 暢「中国による自国衛星の破壊と宇宙条約」『阪南論集』第43巻第2号75頁。ここには、21世紀初頭での中国の宇宙観が軍事優先であることが示唆されている。

《参考資料：宇宙基本法（2008. 5. 21 成立、5. 28 公布法律第43号、8. 27 施行）全文》

目次

- 第一章 総則（第一条～第十二条）
第二章 基本的施策（第十三条～第二十三条）
第三章 宇宙基本計画（第二十四条）
第四章 宇宙開発戦略本部（第二十五条～第三十四条）
第五章 宇宙活動に関する法制の整備（第三十五条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

（宇宙の平和的利用）

第二条 宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念のにとり、行われるものとする。

（国民生活の向上等）

第三条 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

（産業の振興）

第四条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的かつ計画的な推進、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の円滑な企業化等により、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらすし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

（人類社会の発展）

第五条 宇宙開発利用は、宇宙に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、先端的な宇宙開発利用の推進及び宇宙科学の振興等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。

(国際協力等)

第六条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

(環境への配慮)

第七条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から前条までに定める宇宙開発利用に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、宇宙開発利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、宇宙開発利用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(連携の強化)

第十条 国は、国、地方公共団体、大学、民間事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、宇宙開発利用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(行政組織の整備等)

第十二条 国は、宇宙開発利用に関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国民生活の向上等に資する人工衛星の利用)

第十三条 国は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成並びに災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク、観測に関する情報システム、測位に関する情報システム等の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障)

第十四条 国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(人工衛星等の自立的な打上げ等)

第十五条 国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性にかんがみ、これらに必要な機器（部品を含む。）、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に関し使用できる周波数の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間事業者による宇宙開発利用の促進)

第十六条 国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（ロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(信頼性の維持及び向上)

第十七条 国は、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図ることの重要性にかんがみ、宇宙開発利用に関する基礎研究及び基盤技術の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(先端的な宇宙開発利用等の推進)

第十八条 国は、宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用及び宇宙科学に関する学術研究等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進等)

第十九条 国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全)

第二十条 国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国は、宇宙開発利用を推進するため、大学、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第二十二条 国は、国民が広く宇宙開発利用に関する理解と関心を深めるよう、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(宇宙開発利用に関する情報の管理)

第二十三条 国は、宇宙開発利用の特性にかんがみ、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 宇宙基本計画

第二十四条 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針
 - 二 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

7 政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 宇宙開発戦略本部

（設置）

第二十五条 宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること。

（組織）

第二十七条 本部は、宇宙開発戦略本部長、宇宙開発戦略副本部長及び宇宙開発戦略本部員をもって組織する。

（宇宙開発戦略本部長）

第二十八条 本部長は、宇宙開発戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（宇宙開発戦略副本部長）

第二十九条 本部に、宇宙開発戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、宇宙開発利用に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（宇宙開発戦略本部員）

第三十条 本部に、宇宙開発戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十三条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十四条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 宇宙活動に関する法制の整備

第三十五条 政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)

第二条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、独立行政法

人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

(宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討)

第四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

《References : 参考文献》

1. Christine Gray, *International Law and the Use of Force* (3rd ed.), Oxford U. P., 2008.
2. G. M. Goh, *Dispute Settlement in International Space Law : a Multi - Door Courthouse for Outer Space*, Nijhoff, 2007.
3. R. Gardiner, *Treaty Interpretation*, Oxford U. P., 2007.
4. G. Ulfstein, et al eds., *Making Treaties Work : Human Rights, Environment and Armed Control*, Cambridge U. P., 2006.
5. E. Syssoeva, *Kunst im Krieg*, Duncker, 2004.
6. N. Ronzitti, et al eds., *Essential Air and Space Law* : Vol. 1, Eleven, 2005.
7. M. Benkoe, et al eds., *Essential Air and Space Law* : Vol. 2, Eleven, 2005.
8. T. Brisibe, *Essential Air and Space Law* : Vol. 3, Eleven, 2006.
9. P. S. Berman, ed., *The Globalization of International Law*, Ashgate, 2005.
10. R. S. Lee, ed., *Swords into Plowshares*, Nijhoff, 2005.